

霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事実施要領新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(運用) 第7条 運用について、下記のとおり定める。</p> <p>(2) 最寄りの気象観測所の施工計画書等への記載 受注者は、事前に工事打合簿において、工事期間中における真夏日の観測を行う施工現場からの最寄りの気象観測所、真夏日率算定の工期、熱中症対策内容を協議し、承諾後に施工計画書へ熱中症対策についての内容を記載し提出すること。なお、気象観測所は、溝辺(霧島市溝辺町麓 鹿児島航空測候所)又は、牧之原(霧島市福山町福山)とする。</p> <p>また、受注者より施工計画書提出日までに工事打合簿による事前協議がなかった場合は、当該経費の補正は行わないものとする。</p> <p>(3) 真夏日の報告等 ア 真夏日の確認については、変更設計時点までは当該年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。 イ 変更設計時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、平成21年から平成30年までの過去10年間の最高気温平均値を気象観測所毎に取りまとめて平成31年(又は令和元年)カレンダーに示した「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」に基づき、加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。</p> <p>ウ 実施した熱中症対策内容(写真等含む。)及び費用内訳を記載し、報告すること。 エ 事務手続きを簡素化するために、受注者から提出された真夏日報告の工事打合簿に、設計変更に用いる真夏日の日数(実測の真夏日、変更日以降の真夏日として加算する日数、及び合計)を明記して返却すること。</p>	<p>(運用) 第7条 運用について、下記のとおり定める。</p> <p>(2) 最寄りの気象観測所の施工計画書等への記載 受注者は、事前に工事打合簿において、工事期間中における真夏日の観測を行う施工現場からの最寄りの気象観測所、真夏日率算定の工期、熱中症対策内容を協議し、承諾後に施工計画書へ熱中症対策についての内容を記載し提出すること。なお、気象観測所は、溝辺(霧島市溝辺町麓 鹿児島航空測候所)または牧之原(霧島市福山町福山)とする。 ただし、気象観測所と施工現場との標高差が大きく、著しく真夏日の日数が異なる場合や最寄りの観測所でWBGT値の提供が無い場合でWBGT値を採用したい場合には、近隣の気象観測所の採用を許容する。 また、受注者より施工計画書提出日までに工事打合簿による事前協議がなかった場合は、当該経費の補正は行わないものとする。</p> <p>(3) 真夏日の報告等 ア 真夏日の確認については、変更設計時点までは当該年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。 イ 変更設計時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、「最寄りの気象観測所における直近過去3ヶ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値(少数第3位四捨五入)。対象期間が15日/月以上あれば、平均値の1/2(少数第3位四捨五入)を計上。工期末10日間は除く。」に基づき、加算する日数を受発注者で協議の上、定めること。 また、気象観測所「溝辺」または「牧之原」付近の平野部を選択した場合は、「溝辺」または「牧之原」の日最高気温の観測データを標高差による補正(平野部には標高差を勘案して、気象観測所「溝辺」の日最高気温の観測値に1.6度を加算、「牧之原」の日最高気温の観測値に2.3度を加算)を行ったデータとそれを基に集計した真夏日日数を報告することができる。なお、この際は気象観測所を「溝辺(平野部)」または「牧之原(平野部)」として報告すること。</p> <p>ウ 実施した熱中症対策内容(写真等含む。)及び費用内訳を記載し、報告すること。 エ 事務手続きを簡素化するために、受注者から提出された真夏日報告の工事打合簿に、設計変更に用いる真夏日の日数(実測の真夏日、変更日以降の真夏日として加算する日数、及び合計)を明記して返却すること。</p>	